

# 【介護サービス事業所・施設職員向け】 新型コロナウイルス感染症PCR検査のご案内（概要）

（沖縄県新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業）

## 概要

- 県内の介護サービス事業所・施設に勤務し、利用者と接する職員は、定期的にPCR検査を受けることができます。  
※対象者は「新型コロナ介護慰労金」の支給対象者と同様です。
- 介護サービス事業所・施設において、高齢者が感染した場合、重症化するリスクが懸念されます。感染拡大を未然に防止するために検査を実施するものです。

## 検査について

- 令和3年1月から3月の3か月間で、職員一人当たり月1回程度を目安として検査を行います。  
※ただし、流行状況や検査希望状況によって、期間や回数を変更する場合があります。
- 全事業所の検査を行いますので、検査の時期はご希望に沿うことはできません。事前に県からお知らせするタイミングで検査を行っていただきます。
- 先行的なモデル事業として、検査費用は県が負担します。

## 検査の流れ

申請

- 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。（申請方法は詳細案内をご覧ください。）

容器配布

- 検体採取容器を配布いたします。
  - 各市町村毎に指定する場所にて直接受け取っていただく場合と、事業所へ郵送される場合があります。（調整中）※市町村毎に検査機関が異なりますので、選択することはできません。

採取

- 各事業所において、各自で唾液を採取していただきます。
  - 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了します。（採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。）

提出

- 採取した検体をまとめて提出していただきます。
  - 全職員分の検体をまとめて、各市町村毎に指定する場所に持ち込んでいただく場合と、指定された方法で郵送していただく場合があります。（調整中）※市町村毎に検査機関が異なりますので、選択することはできません。

結果通知

- 後日、結果をお知らせします。  
※陽性時には保健所等の指示に従っていただくことになります。

## (介護サービス事業所・施設職員向け) 沖縄県新型コロナウイルス感染症 PCR 検査強化事業案内

### 1 概要

- 県内において新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、感染拡大の防止に努めるとともに、社会経済活動を維持・継続していく必要があります。
- これまでの感染状況から、高齢者や基礎疾患を持つ方が感染した場合、重症化のリスクが高いことが判ってきています。
- 県内においては、残念ながら介護サービス事業所等での感染発生やクラスターの発生が見られています。
- そのため、介護サービス事業所等での感染発生・拡大を未然に防ぎ、介護従事者の皆さまが安心して従事していただけるよう、職員の皆さまを対象として定期的な PCR 検査を実施します。

### 2 対象者

- 県内の介護サービス事業所・施設に勤務し、利用者と接する職員が対象となります。  
※「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。  
(新型コロナ介護慰労金の対象者と同じ考え方です。)

### 3 検査内容

下記を目安として検査を実施することを想定していますが、今後の流行状況や検査希望状況によって、期間や回数を変更する場合があります。

(1) 期間

令和3年1月から3月までの3か月間

(2) 回数

職員一人当たり月1回程度

(3) 時期

検体を提出するタイミングについて、ご希望に沿うことはできません。(休業日等、検体提出ができない曜日を指定することはできません。)

全事業所の検査を順次実施するため、県において、施設毎に検査実施のタイミングを指定し、事前に実施時期をお知らせします。

(4) 費用

今後、戦略的なPCR検査を実施・拡大していくための先行的なモデル事業として位置付けており、検査費用は県が負担します。

#### 4 検査方法

(1) 事前申請

➤ 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。申請方法は下記5を参照してください。

※後日、検査対象職員リストを提出していただく必要があります。  
(提出方法は別途案内します。)

※検査結果の連絡は、事業所責任者に対して行いますので、職員の結果を県・市町村・事業所責任者において共有することについて、受検する職員の皆さまに予め同意いただく必要があります。(別添同意書を参照)

(2) 検体採取容器の配布

➤ 検体採取容器(唾液採取用)を配布いたします。  
➤ 配布の方法は、市町村毎に指定する場所にて直接受け取っていただく場合と、事業所へ郵送される場合があります。

※配布方法は、検査機関及び市町村と調整中であり、後日連絡いたします。

※市町村毎に指定する検査機関によって検査方法が異なるため、配布方法を希望により選択することはできません。

(3) 検体の採取

➤ 各事業所において、各自で唾液を採取していただきます。  
➤ 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了する容易な方法です。  
➤ 検体採取容器は封をして、専用袋に入れて、安全な状態にします。(採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。)

(4) 検体の提出

➤ 全職員分の検体をまとめて提出していただきます。

- 提出の方法は、市町村毎に指定する場所に持ち込んでいただく場合と、指定された方法で郵送していただく場合があります。

※提出方法は、検査機関及び市町村と調整中であり、後日連絡いたします。

※市町村毎に指定する検査機関によって検査方法が異なるため、提出方法を希望により選択することはできません。

#### (5) 結果の通知

- 検査結果は、後日（目安：1～3日後）お知らせします。
- お知らせする方法は、検査機関と調整中ですので、追って連絡いたします。

#### (6) 陽性時の対応

- 陽性者が出た場合は、責任者へ直接連絡いたします。（事前に職員の同意が必要です。）
- 保健所からも連絡が入りますので、指示に従っていただくこととなります。

### 5 申請方法

#### (1) 申請期間

令和2年12月15日（火）から12月28日（月）まで

#### (2) 申請方法

- 『沖縄県電子申請サービス』にて申請を行ってください。
- パソコン又はスマートフォン等から申請ができます。

※沖縄県トップページ>便利ガイド「申請・手続き」>「電子申請」  
>「新型コロナウイルス感染症 PCR 検査強化事業」

URL: [https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\\_detail.action?tempString=kaigopcr](https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=kaigopcr)

※スマートフォン等からはこちら⇒

検査事業の迅速化・効率化のため、  
極力、電子申請をお願いいたします。



※ 電子申請サービスによる申請ができない場合は、メールでの申請を受け付けます。

県新型コロナウイルス感染症対策本部ウェブサイトから様式をダウンロードし、下記アドレスへ提出してください。

新型コロナウイルス感染症 PCR 検査強化事業案内

「県トップページ」>「組織で探す」>「地域保健課」>  
「介護サービス事業所・施設職員向け PCR 検査の案内」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/kekkaku/kansenshou/kaigopcr.html>

送信先：[aa090701@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa090701@pref.okinawa.lg.jp)

※申請後の連絡等、メールアドレスが必要になりますので、極力、電子申請又はメールでの申請をお願いします。

どうしても上記申請ができない場合は、申請様式を下記まで FAX 又は郵送してください。

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部検査チーム

FAX : 098-861-2888

## 6 問い合わせ先

(1) 検査事業について

・ 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部  
検査チーム TEL: 098-866-2014

(2) 電子申請の操作について

・ 電子申請コールセンター TEL: 0120-464-119  
(受付時間: 平日 9:00 - 17:00)

## 7 その他

(1) 事業所等での感染は、検査のみで防げるものではありません。基本的な感染防止対策や、日常的な健康管理等が最も重要ですので、取組みの徹底をお願いいたします。

(2) 本事業での検査実施は、今後の流行状況や検査資源のひっ迫状況により、実施内容を変更する場合があります。